

亀山市告示第83号

亀山市道路環境美化ボランティア推進事業実施要綱を次のように定める。

平成24年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市道路環境美化ボランティア推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第16条の規定により市が管理する道路の里親のボランティアによる環境美化活動（以下「環境美化活動」という。）を支援することにより、道路環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市とが協働して美しい道路環境の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「里親」とは、次に掲げるもののうち、2人以上でボランティアによる環境美化活動を行うものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内で活動する団体
- (3) 市内で事業活動を行う団体

(申出)

第3条 この事業に参加しようとするものは、里親として環境美化活動を行おうとする道路における活動区域及び代表者を定め、道路里親環境美化活動等申出書（様式第1号）に、道路里親構成員名簿（様式第2号）を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、複数のものによる同一の道路を活動区域とする申出があったときは、当該申出を行ったもの

相互が協議のうえ、それぞれが申し出ることができる。

(合意等)

第4条 市長は、前条の申出書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申出書を提出したものを道路の里親として、当該里親と道路里親環境美化活動合意書(様式第3号)を取り交わすものとする。

2 里親の代表者は、前項の規定による合意の後に、活動区域、里親構成員等合意に係る内容に変更があった場合は、里親の代表者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による合意をした里親の代表者は、毎年度、環境美化活動の終了後その翌年度の4月末日までに、活動内容に関する活動報告書(様式第4号)を作成し、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(活動の中止)

第5条 里親は、里親として環境美化活動を中止する場合は、道路里親環境美化活動中止届(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

(合意の解消)

第6条 市長は、里親が次のいずれかに該当する場合は、道路里親環境美化活動合意解消通知書(様式第6号)により、その合意を解消するものとする。

(1) 活動の内容が合意した内容と異なる場合

(2) 法令に違反する活動を行った場合

(3) 前2号に掲げる事項のほか、里親として適当でないと認めた場合

2 市長は、里親が活動を行う道路について、市の事業等により使用する必要が生じた場合は、当該里親との合意を解消することができる。

(里親の役割)

第7条 里親は、次に掲げる環境美化活動を行うものとする。

- (1) 落葉、空き缶、吸い殻等のごみの収集
- (2) 除草並びに草花の植栽及び管理
- (3) 花壇の設置
- (4) 樹木の損傷、不法投棄等に関する情報提供
- (5) その他道路の環境美化に資する活動

2 里親は、前項の環境美化活動により収集したごみ等について、協議のうえ、市長の指示する方法により処理するものとする。

3 里親は、第1項第3号の活動に当たっては、次のことに留意しなければならない。

- (1) 花壇を設置することについて、法第32条第1項の許可を受けること。
- (2) 活動の中止及び合意の解消により里親でなくなったときは、自己の責任において花壇を解体し、及び撤去して道路の原状回復を行うこと。

4 里親は、その活動において事故等が発生した場合には、速やかに市長に届け出なければならない。

(市長の役割)

第8条 市長は、里親に対し、予算の範囲内において、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与
- (2) 里親名を表示した掲示板の設置
- (3) ボランティア活動保険の加入
- (4) その他環境美化活動に必要な事項

(清掃用具の貸与等)

第9条 里親は、前条第1号の支給又は貸与を受けようとするときは、清掃用具等貸与等願書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の清掃用具等貸与等願書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、清掃用具等を支

給し、又は貸与するものとする。

(感謝状)

第10条 市長は、里親の環境美化活動が特に優れていると認められる場合は、当該里親に感謝状を贈呈することができるものとする。

(里親の募集)

第11条 市長は、里親による環境美化活動が必要な道路を調査し、及び必要な活動を定めて、当該道路の里親を募集するものとする。

(庶務)

第12条 事業に関する庶務は、維持管理室において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。